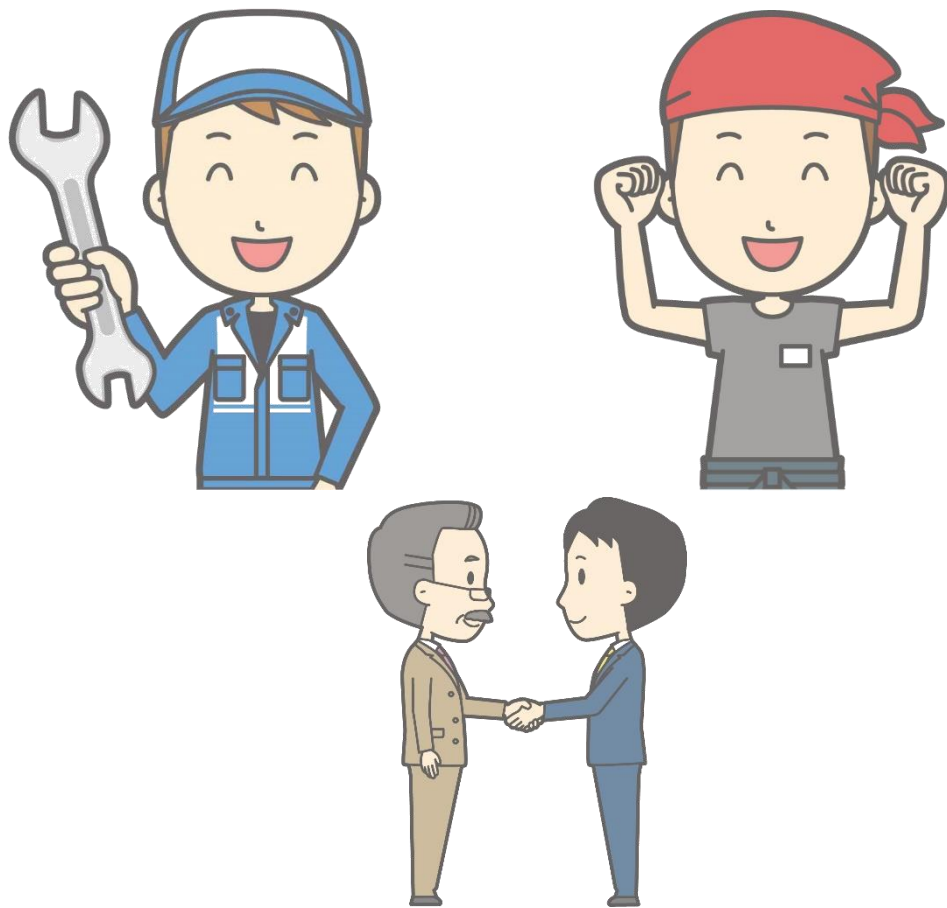


中小企業・商業者・勤労者向け 補助金・助成支援ガイドンス



2024 年度版

須坂市産業振興部 (須坂駅前ビル「シルキー」2階)
産業連携開発課 TEL 026-248-9033
MAIL sangyo@city.suzaka.nagano.jp
商業観光課 TEL 026-248-9005
MAIL syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

教育委員会 (須坂市役所東庁舎 1階)
子ども課 TEL 026-248-9026
MAIL kodomo@city.suzaka.nagano.jp

補助事業をお考えのみなさまへ

- 1 市税を滞納している方は、補助事業の対象となりません。申請後の審査で市税の納税状況を確認しますので、あらかじめご了承ください。
- 2 予算に限りがありますので、申請前に一度、お問い合わせください。
- 3 事業により補助額の端数が切り捨てとなりますのでご承知おきください。

目 次

中小企業※（一部大企業を含む）のみなさま

※**中小企業**とは、中小企業基本法で定められた定義で、小売業では資本金 5,000 万円以下で従業員 50 人以下の企業。サービス業では資本金 5,000 万円以下で従業員 100 人以下の企業。卸売業では資本金1億円以下で従業員 100 人以下の企業。製造業・建設業・運送業などでは資本金3億円以下で従業員 300 人以下の企業のことをいう。

1 企業立地・移転など

補助金 (1) 用地取得・用地賃借事業（新設・移転・増設）・・・ P1

県・市造成の産業団地等の用地取得、賃借に補助します

補助金 (2) 建物等設置事業（新設・移転・増設・改築）・・・ P2～5

県・市造成の産業団地等の建物等に補助します

補助金 (3) 特定地域内空き工場等活用促進事業 ・・・ P6

特定地域内の空き工場等を取得、賃借に補助します

補助金 (4) 指定施設設置事業 ・・・ P7

寮、厚生施設の建設等に補助します

補助金 (5) 企業定着促進事業 ・・・ P8

工業系用途地域等への移転、公害防止施設の設置等に補助します

補助金 (6) 本店・支店新設移転奨励事業 ・・・ P9

須坂市に本店などを新設、移転した企業に補助します

2 人材育成・経営支援

(1) 先端設備導入に係る固定資産税の軽減措置 ・・・ P10

市の認定を受けた機械、設備等の固定資産税を軽減します

補助金 (2) 共同研究事業（商業団体もご利用いただけます）・・・ P11

企業間の共同研究に補助します

補助金 (3) 人材能力開発事業 ・・・ P12

中小企業大学校等の研修参加に補助します

補助金 (4) 人材育成支援事業 . . . P 13

社内研修会の開催に補助します

(5) 専門家派遣事業 . . . P 14

弁理士、販売士など専門家を企業に派遣します

(6) 産業コーディネータ・産業アドバイザー事業 . . . P 15

事業に関するお悩みの解決に向けてお手伝いします

(7) 須坂市技術情報センター . . . P 16

IT講習・職業能力開発研修会・在職者訓練などを実施します

3 農商工観連携

補助金 (1) 農商工観連携による新事業創出支援事業 . . . P 17

農・商・工・観光産業の資源を活用して行うブランド化促進事業に補助します

(2) 農商工観産業共創支援貸付金 . . . P 18

国、県等の補助金等を活用する農商工観連携事業に必要な資金を貸付します

4 研究開発

補助金 (1) 製品安全性等検証支援事業 . . . P 19

製品の安全性等の検証にかかる経費に補助します

補助金 (2) 研究開発等特許化支援事業 . . . P 20

特許申請等にかかる経費に補助します

補助金 (3) 新技術・新製品開発事業 . . . P 21

新技術、新製品の開発等にかかる経費に補助します

(4) 地域研究開発促進支援事業 . . . P 22

事業化に向けて可能性研究を委託します

(5) 研究開発や経営改善、人材育成のための研究会 . . . P 23

市内産業の活性化を目的としている研究会に入会にしませんか

5 販路開拓

補助金 (1) 受注開拓事業 . . . P 24

展示会、見本市の出展に補助します

補助金 (2) 企業紹介等映像作成支援事業 . . . P 25

自社紹介又は技術伝承の映像作成に補助します

(3) 産業データベース . . . P 26

企業の情報、技術、商品の情報を市ホームページへ無料で掲載します

6 職場改善・働き方改革

補助金 (1) 須坂市いきいき！職場改善支援事業補助金 . . . P 27

子育て世代や女性が働きやすい職場環境整備に補助します

雇用主のみなさま

7 雇用促進

補助金 (1) 障害者雇用促進奨励金 . . . P 28

障害者雇用に奨励金を交付します

補助金 (2) 中小企業退職金共済加入奨励補助金 . . . P 29

中小企業退職金共済の加入に奨励金を交付します

補助金 (3) 障害者作業施設等整備事業補助金 . . . P 30

障がい者の就労環境を整える施設整備等に補助します

補助金 (4) 地域就職促進奨学金返還支援事業 . . . P 31

奨学金の返済をする従業員に手当等を支給する企業者に補助します

(5) 須坂市勤労者互助会 . . . P 32

勤労者のみなさんの福祉向上のための団体です

勤労者のみなさま

補助金 (1) U I J ターン就業・創業移住支援金事業 . . . P 33

UIJ ターンにより、市内企業に就業した方に補助します

(2) 勤労者生活資金融資制度 . . . P 34

勤労者の生活資金を長野県労働金庫と協調してあっせんします

補助金 (3) 勤労者生活資金融資利子補給金 . . . P 35

生活資金あっせん制度を利用された方に利子補給します

補助金 (4) 勤労者資金融資保証料補給金 . . . P 36

未組織事業所の勤労者の信用力を増強するため、保証料を補給します

補助金 (5) 勤労者住宅建設資金融資利子補給金 . . . P 37

勤労者生活資金融資要綱による融資を受けた方に利子補給します

(6) 無料職業相談所・ゆめわーく須坂（須坂市就業支援センター） . . . P 38

仕事のことで悩んでいる方、就職したい方に情報提供、就業相談を行います

商業者・商業団体のみなさま

補助金 (1) 商業活性化事業 . . . P 39

商店街団体等が行うIT化・来客調査等に補助します

補助金 (2) 商店街共同施設設置事業 . . . P 40

事業者が共同で行う街路灯・駐車場の整備に補助します

補助金 (3) 商店街環境整備事業 . . . P 41

商店街団体等が行う街路灯・駐車場の整備に補助します

補助金 (4) 街路灯電気料補助事業 . . . P 42

商店街団体が設置した街路灯の電気料を補助します

補助金 (5) わざわざ店等開設支援事業 . . . P 43

空き店舗等を活用することに補助します

補助金 (6) 商業基盤施設整備事業 . . . P 44

商店街団体等が行うアーケード・イベント広場等の整備に補助します

補助金 (7) 新産業創出活性化支援事業 . . . P 45

新規性、独創性を有するサービス事業に補助します

補助金 (8) 土産品等開発事業 . . . P 46

土産品等の開発に要する経費に補助します

補助金 (9) 土産品等販路開拓事業 . . . P 47

市外で開催される物産展等の出展に要する経費に補助します

補助金 (10) 中心市街地活性化事業 . . . P 48

中心市街地において集客イベント等を行う事業に補助します

ガイドンス内用語解説

〔あ〕

空き店舗等 空き状態の建物又は空き状態でなくとも業種や業態を変更し、賑わいの創出若しくは地域住民の利便性向上に寄与するために活用する建物をいう。

〔い〕

移転 市内に工場等又は事業所を有する者が、当該工場等又は事業所の全部若しくは一部を廃止し、特定地域内に設置することをいう。

〔か〕

改築 特定地域内に工場等（昭和 49 年 3 月 31 日以前に設置したものに限る。）を有する中小企業者又は中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が、当該工場等を取壊し、新たに同一業種の工場等を設置することをいう。

〔こ〕

工場等 製造業の事業及び研究開発の用に供する建物並びに市が造成した工業団地に市長が立地を認めた業種の事業の用に供する建物をいう。

〔し〕

事業所 特定業種の事業及び県知事の同意を得た土地利用調整計画に記載する事業の用に供する建物並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項第 1 号から第 11 号までに掲げる施設をいう。

指定施設 市内の中小企業者等が市内に設置する次に掲げる施設をいう。

ア 従業員のための寮及び福利厚生施設

イ 公害防止施設

ウ 生産工程の中から発生する産業廃棄物の処理施設

エ 共同施設。ただし、商店街共同施設設置事業、商店街環境整備事業及び商業基盤施設整備事業の補助対象施設は除く。

商業団体等 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づく商工会議所又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 9 条ただし書に規定する商店街組合又は市内で小売業若しくはサービス業を営む者がおおむね 5 人以上で構成している団体をいう。

商工業 日本標準産業分類に定める大分類のうち鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、金融・保険業、不動産業及びサービス業に属する事業をいう。

商工業者 商工業を営む個人及び法人並びに中小企業団体をいう。

商店街団体 店舗が連たんして街区を形成している地域において、小売業又はサービス業を営む者がおおむね 10 人以上で構成している団体をいう。

常用雇用者 企業者等において、正規雇用である者のうち期間の定めがなく雇用されている者をいう。

新設 市内に工場等若しくは事業所を有しない者が、新たに工場等若しくは事業所を特定地域内に設置すること又は市内に工場等若しくは事業所を有する者が、新たに異なる業種の工場等若しくは事業所を特定地域内に設置することをいう。

〔そ〕

創業用店舗 創業により、販わいの創出又は地域住民の利便性向上に寄与することが期待される店舗をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行うもの

イ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

ウ 不特定多数の者を対象とする営業日が年間 250 日未満の店舗

エ フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う店舗

オ 市内において店舗を移設するもの

増設 市内に工場等若しくは事業所を有する者が、同一業種の工場等若しくは事業所を特定地域内に設置すること又は特定地域内の同一敷地若しくは隣接地に拡充することをいう。

〔た〕

建物等 工場等、事業所及びその設置に併せて新規に購入した機械等の償却資産をいう。

〔ち〕

中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。ただし、資金の融資あっせん等においては、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。

中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づく商店街振興組合並びに市長が特に認める団体をいう。

〔と〕

投下固定資産総額 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する家屋（住家を除く。）の再建築費及び償却資産の取得価格の合計額をいう。

特定業種 日本標準産業分類に定めるうち総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業及び自然科学研究所をいう。

特定地域 次に掲げる地域をいう。

ア 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 3 条に規定する工場立地調査簿に記載されている工場適地

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域

ウ 市又は須坂市土地開発公社が造成した工業団地若しくは流通産業団地及び長野県土地開発公社が造成した産業団地

エ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 11 条第 1 項に定める土地利用調整計画（以下「土地利用調整計画」という。）について同条第 3 項に規定する県知事の同意を得た地域

オ その他市長が特に認める地域

こちらに記載のない用語でご不明な点がある場合は、各事業担当者までお問い合わせください。

企業立地振興事業 用地取得・用地賃借事業
対 象
工場等又は事業所を特定地域内に新設、移転、増設するために用地を取得・賃借する企業
内 容
1 用地取得 (1) 市街化区域のうち準工業、工業、工業専用地域、又は、市で造成した工業団地（インター須坂産業団地及び日滝原産業団地を除く）の場合 <u>補助額 (用地取得価格-5,000 万円) × 3/10 以内の額 (3,000 万円を限度)</u> (2) インター須坂産業団地の場合 <u>補助額 アとイのいずれか多い額 (1 億 2 千万円を限度)</u> ア 取得面積 (1 m²当) × 3,100 円 イ (1) の額 (3) 地域未来投資促進法による開発地域において事業者により初めて開発された地域の場合 <u>補助額 (用地取得価格-5,000 万円) × 3/10 以内の額 (1 億 2 千万円を限度)</u> ※宅地介在農地の場合の用地取得価格は造成費を含む。 2 用地賃借 <u>補助額 用地の賃借料に 10 分の 10 を乗じた額以内の額 (200 万円を限度)</u> ※日滝原産業団地の場合は 5 年間の継続とし、<u>5 年間合計で 4,000 万円を限度</u> ※3,300 m²以上の用地が対象です。 ※現在、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の分譲地はありません。
留意点
1 用地取得後もしくは用地賃借後 3 年以内に操業を開始してください。(地域未来投資促進法による開発地域において事業者により初めて開発された地域を除く。) 2 補助金支払い完了の翌年 4 月 1 日から 5 年以上の操業を継続してください。 3 上記をお守りいただけなかった場合は、補助金を返還いただきます。
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033

企業立地振興事業 建物等設置事業 新設
対 象
工場等又は事業所を特定地域内に新設するために建物等を設置する企業
内 容
1 対象 建物等の投下固定資産総額が下記の条件を超える企業に補助金を交付します。 (1) 日本標準産業分類に定める大分類のうち製造業である商工業者の場合 中小企業者等 2,000 万円以上 上記以外の企業者 5 億円以上 (2) 日本標準産業分類に定める大分類のうち製造業以外の商工業者の場合 中小企業者等 1,000 万円以上 上記以外の企業者 2 億 5,000 万円以上 2 補助額 (1) 市街化区域のうち準工業、工業、工業専用地域、又は、市で造成した工業団地（日滝原産業団地、インター須坂産業団地を除く）の場合 <u>当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（2,000 万円を限度）</u> (2) 日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の場合 <u>3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（3 年間の合計で 2,000 万円を限度）</u> (3) 地域未来投資促進法による開発地域において事業者により初めて開発された地域の場合 <u>3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（3 年間の合計で 4,000 万円を限度）</u> ※現在、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の分譲地はありません。
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 Tel 026-248-9033

企業立地振興事業 建物等設置事業 移転
対 象
工場等又は事業所を特定地域内に移転するために建物等を設置する企業
内 容
1 対象 建物等の投下固定資産総額が下記の条件を超える企業に補助金を交付します。 中小企業者等 1,000 万円以上 上記以外の企業者 2 億 5,000 万円以上 ※ 8 ページ「企業定着促進事業 移転事業」と重複して補助を受けることはできません。 2 補助額 (1) 市街化区域のうち準工業、工業、工業専用地域、又は、市で造成した工業団地（日滝原産業団地、インター須坂産業団地を除く）の場合 <u>当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（2,000 万円を限度）</u> (2) 日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の場合 <u>3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額（3 年間の合計で 2,000 万円を限度）</u> ※現在、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の分譲地はありません。
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

企業立地振興事業 建物等設置事業 増設
対 象
工場等又は事業所を特定地域内に増設するために建物等を設置する企業
内 容
1 対象 下記 2 つの条件を満たす企業に補助金を交付します。 (1) 建物等の投下固定資産総額が下記を超える企業 中小企業者等 1, 000 万円以上 上記以外の企業者 2 億 5, 000 万円以上 (2) 増設前の固定資産評価額に対する増設部分の固定資産評価額の割合が 30% 以上 (増設により固定資産評価額が前年比 130% 以上となる) 2 補助額 (1) 市街化区域のうち準工業、工業、工業専用地域、又は、市で造成した工業団地 (日滝原産業団地、インター須坂産業団地を除く) の場合 <u>当該建物等に対する固定資産税相当額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額</u> <u>(2, 000 万円を限度)</u> (2) 日滝原産業団地及びインター須坂産業団地 <u>3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に</u> <u>10 分 の 10 を乗じた額以内の額 (3 年間の合計で 2, 000 万円を限度)</u> (3) 地域未来投資促進法による開発地域において事業者により初めて開発された地 域の場合 <u>3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税相当額に</u> <u>10 分の 10 を乗じた額以内の額 (3 年間の合計で 4, 000 万円を限度)</u> ※現在、日滝原産業団地及びインター須坂産業団地の分譲地はありません。
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

企業立地振興事業 建物等設置事業 改築
対 象
工場等又は事業所を特定地域内において改築するために建物等を設置する企業
内 容
1 対象 工場等を特定地域内において改築するもので、下記2つの条件を満たす企業に補助金を交付します。 (1) 改築後の建物等に対する投下固定資産総額が1,000万円以上 (2) 改築前の固定資産税評価額に対する改築後の固定資産税評価額の割合が200%以上 2 補助額 <u>当該建物等に対する固定資産税相当額に10分の10を乗じた額以内の額(500万円を限度)</u>
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033

特定地域内空き工場等活用促進事業

対 象

特定地域内の建物を工場等又は事業所として取得又は賃借する企業等
(製造業、運輸業、情報通信業、特定業種、建設業)

内 容

1 対象

特定地域内に操業していない工場等若しくは事業所の建物等を取得又は賃借するもので、当該建物等の改修又は設備の導入を行い、取得後又は賃借契約日後 1 年以内に操業を開始した企業に補助金を交付します。

2 補助額

(1)、(2) いずれか多い額を限度として交付します。

(1) 投下固定資産総額の 2 分の 1 を乗じた額以内の額 (100 万円を限度)

※経費の全部または一部を市内業者発注の場合は、5 分の 3 を乗じた額以内の額 (120 万円を限度)

(2) 固定資産税総額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額 (2,000 万円を限度)

※新設(市外企業)は 3 年間の継続とし、毎年度における当該建物等に対する固定資産税総額に 10 分の 10 を乗じた額以内の額(3 年間合計で 2,000 万円を限度)

留意点

補助額(1)の場合、補助金の申請は事業着手前に行ってください。

お問い合わせ

産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033

指定施設設置事業

対 象

中小企業者等

内 容

1 対象

市内に下記の指定施設を設置する場合に、補助金を交付します。

- (1) 寮・福利厚生施設
- (2) 産業廃棄物処理施設
- (3) 共同施設

2 補助額

指定施設の固定資産税総額に 10 分の 20 を乗じた額以内の額（500 万円を限度）

お問い合わせ

産業連携開発課 工業係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

企業定着促進事業
対 象
中小企業者等（製造業、運輸業、情報通信業、特定業種、建設業）
内 容
【移転】 1 対象 工場等及び事業所を特定地域内へ移転する場合に、補助金を交付します。 2 補助額 <u>移転にかかる投下固定資産総額の2分の1を乗じた額以内の額（100万円を限度）</u> ※経費の全部または一部を市内業者発注の場合は、5分の3を乗じた額以内の額 <u>（限度額120万円を限度）</u> ※3ページ「建物等設置事業 移転事業」と重複して補助を受けることはできません。 【公害防止施設設置】 1 対象 既設の工場等及び事業所が騒音・振動等を防止する設備の新規導入又は改修を行う場合に、補助金を交付します。 2 補助額 <u>新規導入及び改修にかかる経費の2分の1を乗じた額以内の額（50万円を限度）</u> ※経費の全部または一部を市内業者発注の場合は、5分の3を乗じた額以内の額 <u>（60万円を限度）</u>
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033

本店・支店新設移転奨励事業

対 象

市内に本店支店を新設し、又は市外から移転する企業
(製造業、運輸業、情報通信業、特定業種、建設業)

内 容

1 対象

市内に本店・支店を新設し、又は市外から移転する企業に補助金を交付します。
ただし、この事業による補助金の交付を受けた企業は、再びこの補助金の交付対象者となることはできません。

2 補助額

新設又は移転後初めて賦課される法人市民税均等割相当額(年額)の10分の10を乗じた額以内の額

※ただし、日滝原産業団地については3年間の継続とする。

留意点

補助金支払い完了の翌年4月1日から5年以上の操業を継続してください。

お問い合わせ

産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033

先端設備導入に係る固定資産税の軽減措置	
対 象	
中小企業・個人事業主	
内 容	
1 対象	中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画（先端設備等導入計画）を市が認定し、認定を受けた機械、設備等の固定資産税を軽減します。
2 主な条件	労働生産性が年平均３％以上向上することが見込まれること 認定経営革新等支援機関が先端設備等導入計画、投資計画を認定すること 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160 万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上） ③ 器具備品（30 万円以上） ④ 建物附属設備（60 万円以上） ※建物は軽減の対象になりません。
3 固定資産税の軽減額	<u>課税標準を３年間、２分の１に軽減</u> <u>さらに、賃上げ方針に従業員に表明した場合は、最長４年間、３分の１に軽減</u>
留意点	
1 機械等を導入する前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。 2 須坂市内の施設に設置する場合が対象です。市外の施設に設置する場合は、該当の市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 0 2 6 － 2 4 8 － 9 0 3 3	

共同研究事業	
対 象	
商工業者が構成する団体	
内 容	
1 対象 商工業者の団体が次の調査研究を行う場合、補助金を交付します。 (1) 共同受注、販売、仕入れ及び宣伝に関すること。 (2) 市場開拓、新分野進出に関すること。 (3) 新業態、新経営システムの開発に関すること。 (4) 事業協同組合、協業組合等の設立に関すること。 (5) 共同施設の設置に関すること。 (6) 地域資源を活用した新事業展開・新商品開発等 2 対象経費 調査研究に要する次に掲げる経費 (1) 講師謝金 (2) 印刷製本費 (3) 会議費（宴会費を除く。） (4) 図書、教材費 (5) 通信運搬費 (6) 委託料 (7) 会場借上料 3 補助額 <u>2分の1以内の額（30万円を限度）</u> 交付期間は3年を限度とする	
留意点	
1 商工業者の団体は次の要件です。 (1) 2社以上で構成し、1社が市内企業であり、かつ、中小企業者であること。 (2) 団体の設立目的及び研究テーマが明確であること。 (3) 予算を持ち、構成する企業が会費を納めていること。 2 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 工業係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

人材能力開発事業	
対 象	
中小企業者等	
内 容	
1 対象	中小企業者等が、自ら又はその従業員の能力開発のため、次に掲げる研修を受講し、又は受講させるものに補助金を交付します。ただし、1人年度1回限りとし、この事業により補助金の交付を受けようとする研修の受講について、国等の給付金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。 (1) 中小企業大学校の研修 (2) 長野県産業人材カレッジの研修 (3) 技能検定のための研修
2 補助額	<u>研修の受講料（1万円未満を除く）に2分の1を乗じた額以内の額（3万円を限度）</u>
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 Tel 026-248-9033	

人材育成支援事業	
対 象	
中小企業者等	
内 容	
1 対象	中小企業者等が、自ら又はその従業員の能力開発のため、研修を実施するものに補助金を交付します。
2 対象経費	研修実施に係る次に掲げる経費を対象とします。 (1) 講師謝金及び旅費 (2) 印刷製本費 (3) 会場借上料
3 補助額	<u>2分の1以内の額。(5万円を限度)</u>
留意点	
1	補助金の申請は、事業着手前に行ってください。
2	同一年度において、再びこの補助金の交付対象者となることはできません。
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033	

専門家派遣事業	
対 象	
中小企業者・商工業者	
内 容	
1 対象 中小企業等が抱える経営・技術・人材育成、情報化等の問題に対して、民間の専門家を派遣し、問題に対する適切な診断及び助言を行うことにより問題の解決を図り中小企業等の経営の向上を促進するため、中小企業等への専門家の派遣を実施します。 2 派遣する専門家の例 (1) 中小企業診断士 (2) 技術士 (3) 販売士 (4) 建築士 (5) 社会保険労務士 (6) 税理士 (7) 公認会計士 (8) 弁理士	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033 商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

産業コーディネータ・産業アドバイザー事業
対 象
個人・企業
内 容
「技術革新」「人材教育」「販路拡大」など、事業に関してお困りごとはありませんか。須坂市では産業コーディネータやアドバイザーが、事業に関するお悩みの解決に向けてお手伝いいたします。 お気軽にご相談ください。 主な相談内容 ・企業の経営課題や技術課題、経営継承などの相談について ・長野県産業振興機構、県工業技術センター、信州大学などとの連携について ・AI・IoT 活用、導入について ・社員への人材育成について ・食品、農産物、須坂市の物産等の販路開拓、販売促進、商品開発について ・国、県等の補助金申請に際しての支援
留意点
不在場合がありますので、事前にご連絡ください。
お問い合わせ
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

須坂市技術情報センター

対 象

個人・企業

内 容

インター須坂流通産業団地にある「須坂市技術情報センター」は、指定管理者制度を導入し、管理運営を「NPO法人信州SOHO支援協議会」が行っています。さらに市民サービスに努め、IT講習だけでなく在職者訓練、職業能力開発を支援する各種講座を開催します。

〒382-0047

長野県須坂市大字井上 1835-1（インター須坂産業団地内）

TEL：026-251-2255

FAX：026-247-0066

ホームページ <https://www.s-johocenter.jp>



お問い合わせ

須坂市技術情報センター TEL 026-251-2255

農商工観連携による新事業創出支援事業

対 象

須坂市地域力創造ブランド化促進に関する事業の要綱で認定を受けた者

内 容

1 対象

須坂市地域力創造ブランド化促進に関する事業の要綱で認定を受けた者に補助金を交付します。(認定は政策推進課で行います。)

2 補助額

農業、商業、工業、観光業が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費に対して次の補助金を交付します。

(1) 賃借料補助事業

建物、設備及び土地の賃借料にかかる経費の3分の2以内の額

交付期間は3年以内とし、3年間の合計額は 300万円を限度

(2) 建物及び設備導入事業

新設・増設及び改修にかかる経費の3分の1以内の額

交付期間は3年以内とし、3年間の合計額は 1,000万円を限度

(3) 固定資産税相当額補助事業

建物、設備にかかる経費の10分の10以内の額

交付期間は3年以内とし、3年間の合計額は 300万円を限度

(4) 新規雇用創出事業

新規に採用した正社員及びパート社員にかかる給与総額の3分の1以内の額

交付期間は3年以内とし、3年間の合計額は 300万円を限度

(5) 販路開拓事業

販路開拓に要する経費の2分の1以内の額

交付期間は3年以内とし、合計額は 100万円を限度

お問い合わせ

産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033

農商工観産業共創支援貸付金

対 象

農業、商業、工業及び観光振興において積極的な事業活動等を行っている産業振興団体等

内 容

1 対象

国、県等の補助金等を活用して実施する、農業、商業、工業及び観光資源により地域の振興を図る事業に対し必要な資金を貸付します。

2 対象事業

次の事業で補助金等の交付決定を受けたもの

- | | | |
|-----------------|----------------------|-------------|
| (1) 農商工観連携事業 | (2) 共同研究推進事業 | (3) 新産業創出事業 |
| (4) 産学官連携事業 | (5) 人材育成事業 | (6) 賑わい創出事業 |
| (7) 商店街活性化事業 | (8) 中心市街地活性化事業 | (9) 観光誘客事業 |
| (10) 産業ブランド創出事業 | (11) 新エネルギー活用事業 | |
| (12) 観光商品開発事業 | (13) 遊休農地活用事業 | |
| (14) 強い園芸産地育成事業 | (15) 農産物ブランド化事業 | |
| (16) 有害鳥獣対策事業 | (17) その他市の産業振興に関する事業 | |

3 貸付額・償還期間

補助金等の交付決定額以内、補助金等が振り込まれる日まで

4 貸付利率

無利子

お問い合わせ

産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033

製品安全性等検証支援事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象	製品の安全性等を実証するために実験、検査を行うための次に掲げる経費に対して補助金を交付します。
2 対象経費	対象となる経費は以下のとおりです。 (1) 試験研究機関等への委託に要する経費 (2) 技術指導の受入れに要する経費 (3) その他の実験、検査等の委託に要した経費
3 補助額	<u>2 分の 1 以内の額 (50 万円を限度)</u>
留意点	
1 グループは構成員の 2 分の 1 以上が市内に主たる事業所を有するものに限ります。 2 グループが実証実験等を行う場合にあっては、経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限ります。 3 国・県の同種の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。 4 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 工業係 Tel 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

研究開発等特許化支援事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象	研究開発等を特許化するために要する次の経費について、補助金を交付します。 グループが行う場合にあっては、経費のうち市内に主たる事業所を有する者が負担するものに限ります。
2 対象経費	特許出願に直接要する経費 ※特許事務所等への委託経費を含みます。
3 補助額	<u>2分の1以内の額（20万円を限度）</u>
留意点	
1 登録商標、実用新案、意匠登録は対象になりません。 2 グループは構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限ります。 3 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026－248－9033	

新技術・新製品開発事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象 次の研究課題に係る研究開発に要する費用について補助金を交付します。 2 研究課題 (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術 (2) 新原材料の開発技術 (3) 新製品の開発技術 (4) 生産、加工又は処理のための新技術 (5) 新システム又は新工法の開発技術 (6) 公害防止又は産業廃棄物処理のための新技術 (7) 地域資源を活用した新事業展開・新商品開発等 3 対象経費・補助額 <u>原材料購入費用、機械等の購入又は借用に要する費用、委託に要する費用、技術指導受入れに要する費用等の経費の2分の1以内の額（100万円を限度）</u> ※委託に要する費用および技術指導受入に要する費用は、総事業費の過半を超えないこと。 ※グループで行う場合は、<u>3分の2以内の額（100万円を限度）</u> 4 申請時期及び審査 <u>4月1日～5月31日を申請期間とし、この期間に申請された事業について一括で審査を行い、交付対象事業を決定します。</u> ただし、交付対象事業の総額が予算に満たない場合は、前述の申請期間以降に随時申請を受け付ける場合もありますので、個別にご相談ください。	
留意点	
1 グループは構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限りします。 2 国・県の同種の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。 3 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033	

地域研究開発促進支援事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象	産業コーディネータ、産業アドバイザーの目利きにより発掘した中小企業や大学、高専等の研究テーマに対して製品化、事業化に向けた本格的な研究開発の前段階としての試作、実験等の可能性を探り、産学官連携促進に寄与するため企業に委託します。
2 委託費限度額	<u>限度額 20 万円</u>
留意点	
1	グループは構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限りします。
2	国・県の同種の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。
お問い合わせ	
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

研究開発や経営改善、人材育成のための研究会
対 象
個人・企業
内 容
市内産業の活性化を目的に、産業連携開発課で事務局を行っている研究会があります。入会については、お気軽にお問い合わせください。 1 イノベートSUZAKA 内容：異業種の連携による新製品開発 カーボンニュートラルに向けた研修など 会員：須坂市内及び須坂市近隣の事業者 2 須坂地域ものづくり人材育成ネットワーク 内容：ものづくりの企業の人材育成支援 高校生のインターンシップの受入 技術者、技能者向け機械加工等の講座の企画、開催 会員：須坂市内及び須坂市近隣の事業者 3 須坂 AI・IoT 活用研究会 内容：AI や IoT の活用を目指し、研修会や意見交換会の開催 開発に向けた情報交換など 会員：情報通信技術に携わる事業者や活用を検討している事業者 4 須坂経営革新塾 内容：経営資質向上のための研修、視察など 会員：須坂市近隣の企業の若手経営者及び次世代の経営幹部
留意点
会費が必要な場合があります。
お問い合わせ
産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026－248－9033

受注開拓事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象 工業展、見本市に出展するために要する次に掲げる経費を補助します。 2 対象経費 (1) 展示小間借上げ (2) 展示小間装飾、販売促進資料等 (3) 電気、ガス、水道、通信等の小間引込み工事 (4) 展示に伴う電気、ガス、水道、通信等の機器借上げ及び設置工事 (5) 展示に伴う光熱費 3 補助額 <u>2分の1以内の額（10万円を限度）</u> ※グループで行う場合は<u>3分の2以内の額（10万円を限度）</u>	
留意点	
1 同一年度において、再びこの補助金の交付対象者となることはできません。 2 グループは構成員の2社以上が市内に主たる事業所を有するものに限りです。 3 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033	

企業紹介等映像作成支援事業	
対 象	
中小企業者等又はそのグループ	
内 容	
1 対象 自社又は技術を紹介、若しくは伝承するための映像作成に係る経費を補助します。 2 対象経費 (1) 映像作成会社への委託経費 (2) 映像作成に必要な機材購入費 3 補助額 <u>2分の1以内の額（5万円を限度）</u> ※経費の全部又は一部を市内事業者に発注した場合は<u>3分の2以内の額（15万円を限度）</u> グループで行う場合は、<u>2分の1以内の額（10万円を限度）</u> ※経費の全部又は一部を市内事業者に発注した場合は<u>5分の4以内の額（15万円を限度）</u>	
留意点	
1 同一年度において、再びこの補助金の交付対象者となることはできません。 2 グループの構成員の2社以上が市内に主たる事業所を有するものに限りします。 3 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 工業係 TEL 026-248-9033	

産業データベース
対 象
中小企業者・大企業
内 容
市内製造業等の技術、設備、自社製品等の情報を、須坂市ホームページを通じて広く公開することにより、受発注の促進と市内の産業振興に役立てることを目的とした企業紹介サイトです。 掲載は無料ですので、希望される企業の方は下記にご連絡ください。 1 産業データベースの特徴 市内企業の特徴、主要設備などをデータベース化し、インターネットで広く情報提供することにより、企業間の取引・連携の促進に役立てる。 2 新規登録および更新方法 新規登録および登録内容の更新を希望する場合は、登録調査票をご案内しますので、必要事項を記入して、産業連携開発課（sangyo@city.suzaka.nagano.jp）まで送付してください。 3 産業データベースURL https://www.city.suzaka.nagano.jp/shigoto_sangyo/shokogyo/4123.html （須坂市ホームページ ページID：4123） 
お問い合わせ
産業連携開発課 工業係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

須坂市いきいき！職場改善支援事業補助金

対 象

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で1年以上事業を営み（創業の場合は、金融機関等の推薦のあるものは除く）、常用雇用者の数が2人以上の市内中小企業者。ただし、個人事業主の場合の常用雇用者は、事業主の配偶者及び3親等内の親族は除く。
- (2) 女性の採用見込みがあること又は女性従業員を雇用している中小事業者
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 須坂市暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

※この規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者は補助対象事業者としない。

内 容

子育て世代、特に女性が働きやすい職場とするために職場環境を整備する市内中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。（2024年度事業）

1 対象事業

- (1) 女性従業員専用の厚生又は衛生施設（トイレ、更衣室等）の整備
- (2) 従業員の子育て応援のための職場環境（託児スペース、授乳スペース等）の整備
- (3) 子育て世代、特に女性が働きやすい職場とするための職場環境の整備

※いずれも2月末までに施工・支払いまで完了見込みであること。

2 補助額

- (1) 次の表のとおりとする。

補助対象経費	購入先又は発注先	補助金の額
補助対象事業実施に要する経費であって、次に掲げる経費の合計額 (1) 備品等の購入に係る経費（設置費を含む） (2) 工事費（新設、増設、改修） (3) 設計及び監理等にかかる経費	市内業者	5分の3以内の額。ただし、200万円（備品等の購入に係る経費のみの場合は30万円）を限度とする。
	市外業者	2分の1以内の額。ただし、100万円（備品等の購入に係る経費のみの場合は30万円）を限度とする。

（備考）

次に掲げるものについては、補助対象経費としない。

- (1) 娯楽・嗜好品、贅沢品、健康づくり機器又はスポーツのみに使用する備品の購入に係る経費
- (2) 景観やデザインの変更及び装飾物の設置に係る経費
- (3) その他労働環境の改善が明確でないものに係る経費
- (4) 補助金の交付申請前に、既に補助対象事業に着手している事業に係る経費

- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- (3) 補助金の交付は、交付対象者に対して1回限りとする。

お問い合わせ

教育委員会 子ども課 子育て政策係 TEL 026-248-9026

障害者雇用促進奨励金	
対 象	
企業	
内 容	
1 対象 市内に事業所を有する事業主であり、市内に居住する障がい者を公共職業安定所の紹介により常用労働者として6か月以上継続して雇用した者に奨励金を交付します。 2 障がい者の要件 65歳未満の者で次のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳の交付を受けているもの (2) 療育手帳の交付を受けているもの (3) その他公共職業安定所長が障がい者として認めたもの 3 奨励金額 <u>2万円（1人につき1回限り）</u>	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 026-248-9033	

中小企業退職金共済加入奨励補助金

対 象

企業

内 容

市内に事業所を有する中小企業の従業員について退職金制度を確立するために、中小企業退職金共済法又は所得税法施行令に基づいて、勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体と新たに契約した被共済者の掛金について、事業主に対しその一部を補助します。

1 対象

市内に事業所を有し、中小企業退職金共済法第2条第3項若しくは第5項に規定する退職金契約又は所得税法施行令第73条第1項第1号に規定する退職金共済契約に基づき、被共済者の掛金を納付した中小企業者で、補助金交付申請をするときに事業を営んでいるものに補助金を交付します。

2 補助額

退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から3年間、被共済者1人につき月額400円

3 締め切り

当該年度の2月20日まで

お問い合わせ

産業連携開発課 雇用促進係 TEL 026-248-9033

障害者作業施設等整備事業補助金	
対 象	
企業	
内 容	
障がい者の雇用を促進し、その福祉の増進を図るため、次により補助金を交付します。 1 対象 市内に事業所を有する事業主で、障がい者を常用労働者として雇用している者に補助金を交付します。 2 対象経費 (1) 作業施設整備事業 障がい者の能力に適合する作業を容易にするために必要な施設及び障がい者がその障害を克服し、就労するのを容易にするために必要な附帯施設（玄関、廊下、階段、便所等）の新設、増築又は改築 (2) 作業設備整備事業 障がい者の能力に適合する作業若しくはその就労を容易にするために必要な機械もしくは備品の改造 3 補助額 事業主が、補助対象となる事業を行うのに要する経費の<u>2分の1以内の額</u> （合計額が50万円を超える場合は、<u>50万円を限度</u>）	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 026－248－9033	

地域就職促進奨学金返還支援事業

対 象

日本学生支援機構又は須坂市奨学金貸与条例による奨学金の貸与を受けている従業員※に奨学金返済のための支援を行なっている企業に対する補助制度

内 容

1 対象経費

補助額の交付を受けようとする年の1月から12月の間において、企業者等が奨学金の返還支援により補助対象従業員に支給した又は支給予定の手当等

2 補助額

2分の1以内の額

ただし、1年度当たり補助対象従業員1人につき10万円を限度

3 補助期間

通算60か月間とする。補助対象従業員について、転職等により、他の企業者等で本制度の適用を受けた場合は、その期間を通算する。

※対象となる従業員

- (1) 2022年4月1日以降、新規で採用した、又は採用している従業員であること
- (2) 申請の日において須坂市の住民基本台帳に記録されている者であること
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の3月31日において40歳未満であること

お問い合わせ

産業連携開発課 雇用促進係

TEL 026-248-9033

須坂市勤労者互助会	
対 象	
市内の 300 人以下の事業所の従業員及び事業主	
内 容	
市内で働く勤労者の皆さんの福利厚生をバックアップします。 1 入会金及び会費 入会金 1 人 100 円 会費 1 人 月額 300 円 2 事業内容 (1) 共済給付制度 死亡弔慰金、障害見舞金、傷病見舞金、住宅災害見舞金、祝金(結婚、子の出生、子の就学、金婚式、銀婚式、銅婚式、勤続 20 年)、健康診断助成金等の給付 (2) 生活、住宅資金融資制度 労働金庫と協調した低利な融資 (労働金庫による審査があります。) (3) 福利厚生事業 会員相互の親睦、交流を深めるためのレクリエーション開催 一部の県内外・市内施設の優待 (4) その他 年 2 回「互助会報」発行	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

U I J ターン就業・創業移住支援金事業	
対 象	
U I J ターンにより市内へ移住し、県が選定した市内企業に就業した方等	
内 容	
東京圏^{※1}、愛知県又は大阪府（「3大都市圏」といいます。）から須坂市内に移住した方で、長野県が選定した市内企業に就業した方又は長野県から創業支援金の交付決定を受けた方^{※2}に、交付金を支給する事業です。 ※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※2 県のホームページをご確認ください。 1 対象（下記のすべてに該当するもの） （1）【移住元】3大都市圏に在住し、就労していた者 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、3大都市圏に在住し、就労をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、3大都市圏に在住し、就労していた場合に限りします。 （2）【移住先】市内への移住者 支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること 申請後5年以上継続して須坂市に居住する意思があること 等 （3）【就業・創業】長野県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する市内の企業等の求人により新規就業した方又は創業支援金の交付決定を受けた方 2 支給額 単身 60 万円、世帯 100 万円、子ども（18 歳未満）の加算 1 人当たり 100 万円 ※申請日から5年以内に支給要件を満たさなくなった場合は、返還いただきます	
留意点	
制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。担当者までご連絡ください。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 026-248-9033	

勤労者生活資金融資制度	
対 象	
勤労者	
内 容	
1 融資対象資金 生活資金（事業資金、投資及び投機的資金、遊興費等不健全な資金を除く。） 2 融資条件等 （１）金額 200 万円以内 （２）期間 融資した日から起算して 10 年以内 （３）償還方法 融資期間内の元利均等償還 （４）利率 労働金庫と協定により定める。 （５）信用保証料 労働金庫が定めるところによる信用保証料	
留意点	
1 引き続き 1 年以上市内に居住する者であることとします。 2 市税完納者であることとします。 3 互助会会員又は組織労働者であることとします。ただし、以前に勤労者生活資金融資を受け貸付金を完済しない者又は返済状況が良好でなかった者は、融資を受けることができません。 4 労働金庫による審査があります。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 0 2 6 － 2 4 8 － 9 0 3 3	

勤労者生活資金融資利子補給金	
対 象	
勤労者生活資金融資要綱の規定による融資を受けた者	
内 容	
勤労者生活資金融資要綱の規定に基づく資金 利子補給金 年 1.0%	
留意点	
借入期間中に繰上げ償還などにより利子の総額が変わった場合は、変更相当分を返納していただきます。	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

勤労者資金融資保証料補給金	
対 象	
市内に居住し、市内の未組織事業所で働く勤労者	
内 容	
未組織事業所に働く勤労者の信用力を増強し、経済的地位の向上を図るため、保証料の一部を補給します。 1 対象資金 労働金庫が貸付する保証委託先の信用保証付貸付資金 2 保証料の補給額 対象となる融資額上限 200 万円 借入期間 3 年を超える場合、3 年の借入期間とした相当額 借入期間 3 年以下の場合、全額	
お問い合わせ	
産業連携開発課 雇用促進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3	

勤労者住宅建設資金融資利子補給金

対 象

延床面積が 80 m²以上 280 m²以下の住宅を新築（買受けを含む。）増築、改築又はリフォームした勤労者

内 容

1 対象

勤労者が市内に住宅を新築又は増改築、リフォームし、労働金庫から資金の融資を受けた場合、次によりその利子の一部を補給します。

2 対象資金

（1）新築

労働金庫から融資を受けた額（限度額 200 万円）

（2）増改築

労働金庫から融資を受けた額（限度額 100 万円）

3 補給額

借入期間中の利子総額の 20/100 相当額以内

借入期間が 5 年を超えるものは 5 年の借入期間として計算

借入期間が 5 年以下のものについては、利子総額の 10/100 以内

お問い合わせ

産業連携開発課 雇用促進係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 3 3

無料職業相談所・ゆめわーく須坂（須坂市就業支援センター）

対 象

- 1 仕事のことで悩んでいる人
- 2 どんな仕事が自分に合っているかわからない人
- 3 在職中だが転職したいと思っている人
- 4 将来就きたい仕事があるがどうすればよいかわからない人
- 5 ご家族の中に職業について悩みのある人 等

内 容

1 就業相談と仕事ナビ

- （１）仕事に関する不安や疑問の解決
- （２）進路決定や適職就業への提案
- （３）パソコンを使用した職業適性検査

2 情報提供

- （１）求人情報の提供
- （２）インターネットで求人情報の検索
- （３）各種訓練機関の情報提供・書籍の閲覧

3 相談時間（事前に御予約ください。）

月曜日～金曜日 午前９時～午後４時３０分まで

4 無料職業紹介

- （１）求人（専用の求人票で登録してください。）
須坂市・小布施町・高山村・長野市・中野市・飯山市・千曲市の事業所のみなさま
- （２）求職（専用の求職票で登録してください。）
ア 16才以上の方
イ U I Jターンを希望する方

お問い合わせ

須坂市就業支援センター（産業連携開発課内） Tel 026-246-3501

商業活性化事業	
対 象	
商店街団体、商業団体等、NPO法人	
内 容	
次に掲げる事業で継続性(概ね5年以上)があり活性化につながるものに対して補助金を交付します。 1 対象事業 (1) IT化事業 (2) 来客者調査・活性化構想策定事業 (3) マップ作成事業 (4) 人材育成、研修事業 (5) 販路拡大技術向上事業 (6) 商店街イメージアップ事業 2 対象経費 講師謝金、旅費、会場及び物品借上料、資料作成費、通信運搬費、印刷製本費、手数料、消耗品費、広告宣伝費、委託料 3 補助額 交付期間は3年以内とし、<u>1年目は3分の2以内の額(年額50万円を限度)</u> 2年目は<u>2分の1以内の額(年額25万円を限度)</u> 3年目は<u>3分の1以内の額(年額10万円を限度)</u>	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

商店街共同施設設置事業	
対 象	
卸売・小売業、飲食店及びサービス業を営む中小企業者が3者（※2者）以上で組織する団体	
内 容	
共同施設整備のための次に掲げる事業に対して補助金を交付します。 1 対象事業 (1) アーケード設置事業 (2) アーチ式照明施設設置事業 (3) 街路照明施設設置事業 (4) 外観を周囲の景観に調和した伝統的建築物に模したもので、耐火構造若しくは準耐火構造の共同店舗又は共同事務所設置事業（※） (5) 外来者駐車場設置事業（面積 300 m²以上。ただし、当分の間 150 m²以上も対象とし、標識及び外柵を設置すること。） (6) その他市長が特に認める共同施設設置事業 2 対象経費 施設の新設に要する工事費（設計監督料含む。）ただし、外来者駐車場の設置については、用地費、移転補償料を含む。 3 補助額 (1)、(2) <u>10 分の 2 以内の額</u> (3)、(6) <u>10 分の 1 以内の額</u> (4) <u>10 分の 4 以内の額。ただし、1 者あたり 400 万円を乗じた額を限度</u> (5) <u>50 万円以内の額。ただし、300 m²未満のものについては面積に応じて減額</u>	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

商店街環境整備事業
対 象
商業団体等、商店街団体、商店街団体から事業を引き継いだもの
内 容
商店街の環境整備のための次に掲げる事業に対して補助金を交付します。 1 対象事業 (1) 一般事業 ア 街路灯、アーケード及びアーチの整備（水銀灯照明器具等を LED 照明器具に交換するものを含む。） イ 駐車場（立体駐車場を除く。）及び駐輪場の整備 ウ カラー舗装 エ その他市長が特に認める施設の整備 (2) 特別事業 ア 商店街コミュニティー施設の整備 イ 立体駐車場の整備 2 対象経費 施設の整備に要する経費及び施設の整備のための撤去、処分等に要する経費（土地の取得費及び移転補償料を除く）。ただし、設置後 10 年を経過した施設については補修及び撤去、処分に要する経費。 3 補助額 (1) 施設の整備に要する経費については、<u>2 分の 1 以内の額（300 万円を限度）</u> 施設の整備のための撤去、処分等に要する経費及び設置後 10 年を経過した施設の補修、撤去等に要する経費は、<u>3 分の 1 以内の額（100 万円を限度）</u> (2) <u>3 分の 1 以内の額（1,000 万円を限度）</u>
留意点
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。
お問い合わせ
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026－248－9005

街路灯電気料補助事業	
対 象	
商店街団体、商店街団体から事業を引き継いだもの	
内 容	
商店街団体が設置した街路灯の電気料に対して補助金を交付します。	
1 補助額	<u>支払った電気料の5分の1以内の額（年額）</u>
留意点	
事前にご相談ください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

わざわざ店等開設支援事業	
対 象	
1 空き店舗等の所有者(後継者含む)、賃借者 2 商店街団体、商業団体等、NPO法人、創業者 3 5年以上継続して営業している店舗	
内 容	
次に掲げる事業に対して補助金を交付します。	
1 創業用店舗改修補助 対 象：空き店舗等の所有者(後継者含む)、賃借者 対象経費：空き店舗等への出店の用に供するための工事に要する経費の一部。 補助額：<u>5分の1以内の額(100万円を限度)</u>ただし、事業者が市内に住所を有し、改修費の2分の1以上を市内の業者に発注した場合は、<u>4分の1以内の額(150万円を限度)</u>	
2 創業用店舗家賃補助 対 象：商店街団体、商業団体等、NPO法人、創業者 対象経費：創業用店舗として空き店舗等を賃借するのに要する経費 補助額：交付期間は12か月以内とし、<u>3分の2以内の額(60万円を限度)</u>	
3 継続店舗改修補助 対 象：5年以上継続して営業している店舗 対象経費：誘客に寄与し来店する者が直接利用する設備等の改修に要する経費 補助額：<u>4分の1以内の額(100万円を限度)</u>	
対象外 ・市役所発行の交付決定通知書を受け取る前に着工した場合 ・風俗営業(スナック・雀荘・ゲームセンターなど)にあたる業種 ・一般向けの店舗ではない場合(学習塾や理・美容業、医療業、会員制・予約制営業、事務用途など) ・須坂市内の業者に工事等を発注しない場合 ・年間250日以上営業しない場合 ・フランチャイズ等のチェーン店を開業する場合 ・市内で店舗を移転する場合	
留意点	
補助条件や予算の都合がありますので、工事等の着工前に詳細をお問い合わせください。1. 2. 3はそれぞれ重複して補助金を受けることはできません。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

商業基盤施設整備事業
対 象
中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた基盤施設計画に基づいた事業。
内 容
商店街の活性化及び商業集積の高度化を図るとともに一般公衆の利便に寄与するための施設を整備する事業に対して補助金を交付します。 1 対象事業 (1) 商業基盤施設 ア 教養文化施設 イ スポーツ施設 ウ アーケード エ カラー舗装 オ 駐車場（詳細はお問合せください。） カ その他市長が特に認める施設 (2) 商業環境改善施設 ア イベント広場 イ 公園、緑地 ウ 公衆便所 エ その他商店街の機能を高める施設であって市長が特に認めるもの （これらの施設と一体的に整備されるものを含む。ただし、土地の取得・造成費は除く。） 2 対象経費 国庫・県費補助の対象となる経費。ただし、この事業による補助金以外の補助金の額及び高度化資金借入額を除く。 3 補助額 <u>10 分の 2 以内の額（1,500 万円を限度）</u>
留意点
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。
お問い合わせ
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005

新産業創出活性化支援事業	
対 象	
商店街団体、商業団体等、NPO法人	
内 容	
地域に貢献し活性化を図るため、新規性、独創性を有するサービス事業等で継続性があると認められる事業に対して補助金を交付します。 1 対象経費 謝金、旅費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、使用料、手数料 2 補助額 <u>2分の1以内の額（50万円を限度）</u>	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

土産品等開発事業	
対 象	
土産品等の開発に取り組む市内に住所を有する個人、法人、団体	
内 容	
土産品等の開発を行うために要する経費に対して補助金を交付します。 1 対象経費 (1) 先進地視察、土産品等の開発研究及び市場調査に要する経費 (2) 開発計画の策定及び土産品等試作に要する経費 (3) コンクール、試食会等に要する経費 (4) 原材料及び副材料の購入に要する経費 (5) デザイン設計及び商標等に要する経費 (6) 包装紙及び化粧箱等の試作に要する経費 2 補助額 <u>2分の1以内の額（20万円を限度）</u>	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026-248-9005	

土 産 品 等 販 路 開 拓 事 業
対 象
土産品等の販路拡大に取り組む市内に住所を有する個人、法人、団体
内 容
土産品等の販路拡大を図るため、市外で開催される物産展等の出展に要する経費に対して補助金を交付します。 1 対象経費 (1) 販売員の交通及び宿泊費に要する経費 (2) 出展小間（屋外での展示場所を含む。）借上げに要する経費 (3) 出展小間装飾に要する経費 (4) 出展に伴う電気器具、ガス器具、水道設備の借上げ及び設備工事に要する経費 (5) 出展に伴う光熱水費 (6) 商品の運搬に要する経費 2 補助額 <u>2分の1以内の額</u> <u>ただし、1年度当たり10万円を限度とし、通算3年度とする。</u>
留意点
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。
お問い合わせ
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 026－248－9005

中心市街地活性化事業	
対象	
中心市街地において集客イベント及び集客交流施設の管理を行う団体	
内容	
中心市街地の活性化及び賑わい創出を図るため、中心市街地において集客イベント及び集客交流施設の管理を行う事業に対して補助金を交付します。	
1 対象経費	
講師謝金、旅費、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、手数料、消耗品費、 広告宣伝費、委託料	
2 補助額	
<u>10 分の 10 以内の額（50 万円を限度）</u>	
同一団体に対し年 1 回通算 5 回を限度とする	
留意点	
補助金の申請は、事業着手前に行ってください。	
お問い合わせ	
商業観光課 商業・サービス産業振興係 TEL 0 2 6 - 2 4 8 - 9 0 0 5	